



管理事項	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
2	<p>統計調査業務上で住民から税務情報を使って調査を依頼してほしいと書かれたことはよくあるが、税務への情報活用について誤解を受け、調査に支障が出るという心配は少ない。</p> <p>税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えるという意味で実質的であり、調査員数の一減として、実質的な改善。</p> <p>平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見聴取の時期・方法、経費の分派について具体的に話し合った。また、方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるように候補維持費を併用したい。</p>		<p>【三島市】</p> <p>市町村事務要員の解雇事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない職の者については選考することも支えない。との取り合いが定められているが、多くの自治体では、廃れた職を以て効率的な取組を進め、税の賦課徴収に直接関係する職員が税務(庶務)なども兼担しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない」職務所管課職員がほとんど存在していることが一般的である。</p> <p>このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取り合いを検討すべきであり、また、現在自治体で置かれている採算状況も、直前に検討を要し、次の年度に調査員確保を併せて実施すべきである。</p> <p>【伊豆市】</p> <p>具体的な支障事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないが、ぜひとも対応していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>統計調査を実施する上で調査員の確保は重要な課題となっており、提案の内容を実現することで、解決の一助となり得るものであることは認識している。</p> <p>このため、地方公共団体に幅広い意見を伺いながら対応の方向性を検討し、2020年国勢調査の実施まで結論を得たい。</p>
8	<p>マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされていることである。</p> <p>本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の支給情報の開示及び開示に要する時間が大幅に削減されることとなり、公平・公正な社会の実現に寄与することによって生活保護の不安の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の取組について内容であると考えている。</p> <p>また、支給手続において事務できる運用が難しいという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も同様である。</p> <p>本市の取組における休業補償給付等とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意味したものであるが、これらの給付に關する労働基準監督署への照会件数は、本市で行っている労務管理(労務管理)である。本市の生活保護支給総額が全国に占める割合が1/8(平成29年度)であることを踏まえ、労働基準監督署への照会件数を全国平均の100%程度にとりかかると、1年度に約1,000件に達する可能性がある。また、労務管理監督署への照会には時間がかかるため、生活状況の急変などにより不正支給のおそれや把握しきれない場合に限って行っていることから、不正支給を見逃がす可能性も高くはなっていない。</p> <p>こうした状況を踏まえ、不正支給の早期発見を含む適正な生活保護の決定(実務)や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p>		<p>【千葉市】</p> <p>○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等であることである。</p> <p>特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由として不正支給防止対策を講ずるとなく、適正な生活保護の決定(実務)や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p> <p>○ また、休業補償給付については、支給資格のある期間中は期間の上限なく支給することができるとはならないが、適正な支給額の把握が難しいことによる、適正額な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検討した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現できるよう、戸籍や不動産登記などの場合は十分な取組を要することなく検討を進めるべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実態等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(労働基準監督署)及び厚生労働省において、 ・ 提案団体が生活保護の不正支給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災給付給付に関する情報のマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金情報連携のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災給付給付に関する情報を追加する場合に要する費用の検討と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災給付給付等の重複から導き出される効果の検討と比較する。また、生活保護受給者などし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 生活保護申請手続において、休業補償給付等をはじめとする労災給付給付に関する情報の提供に要する期間を短縮する方針を検討すべきではないか。</p> <p>【特定疾病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(審判部担当)及び厚生労働省において、 ・ 障害者及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定疾病医療給付の給付から導き出される効果の検討と比較する。また、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	<p>【内閣府(政府府)】</p> <p>厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第28条に基づき労災給付給付に係る取組については、厚生労働省社会・援護局より民生主管部(労働)業務(通達)において開示先を承知して、所管労働基準監督署ではなく、効率的に取組むために厚生労働省労働基準局へ委託していただく意向についてご承知のことである。</p> <p>この取組は、平成31年度において、年度約(8/1)であり、そのうち、費用に労災給付給付を及ぼすのは約20件(※)であった。この20件が、労災給付給付の支給対象者(休業(傷病)給付)約1,000件、年金支給者数約10万人と生活保護受給者数約100万人に占める割合はそれぞれ、休業(傷病)給付件数約0.009%、年金支給者約0.004%、生活保護受給者約0.009%に留められている。そのため、全数を対象としたシステム構築することは効率性が低いと考える。</p> <p>また、休業(傷病)給付の労災請求に当たり、申請者からマイナンバーの提供を求めていることにより、既にマイナンバーの提供を求めていることに加え、国民生活や管理に要する行政費用が増加するものである。さらに、本連携を実現するにあたっては、数億円規模のシステム改修費用に加え、運用に係る事務費等を要するものであることから、十分に費用対効果は見込まれないものと考えられる。以上より、マイナンバーによる本情報連携の実現は困難である。</p> <p>ご提案の不正支給防止対策を併用して実施することは重要であり、生活保護法第28条に基づく健康保険事業からの厚生労働省労働基準局への取組による取組について、現行通知よりも迅速かつ効率的に行うことができる方を、関係部局で検討し、実施してまいります。</p> <p>(※1)休業(傷病)給付等:84件、年金等:173件 (※2)休業(傷病)給付等:54件、年金等:45件</p>	

総務省 各府省からの第2次回答

整理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
9	B 地方に対する 規制緩和	その他	行政不規正性に基づき審査手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護委員会が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査による審査手続に係る事務を中止するよう求める。	国の情報公開・個人情報保護事例においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」といいます。)、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」といいます。))による個人情報の提供に際しては、行政機関が審査請求に基づき審査がなされた場合に、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不規正性に基づく審査手続の簡素化が図られることとされており、迅速な審査が可能となっている。	審査庁による審査手続を継続することなく(広島市情報公開・個人情報保護委員会に諮問することができ、審査請求人の迅速な救済が図られる。)	行政不規正性法第31条等	総務省	広島市	一	旭川市、ひたちなか市、樺太市、川崎市、山形市、浜松市、伊丹市、神戸市、堺市、徳島市	○緊急迅速な国民の権利利益の救済という法定目的の実現を図るためにも、都道府県や市町村の情報公開審査委員会においても、インカメラ審議等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審査手続が保障されるのであれば、審査庁における審査手続を迅速な救済とする。迅速な救済を図るためにも特約の委員は必要である。○情報公開条例において、行政不規正性に関する審査手続と同等の審査手続を併用した場合、審査請求人の救済の期日となるべく、むしろ審査の迅速化につながるものがある。○本庁では、審査請求の件数を増加しており、広島市同様、審査請求人にとっては、迅速な救済が可能になると、また、実質機関においては、行政不規正性に基づき口頭意見陳述(毎半委員の選任)が可能となることへの配慮が必要とされている。○情報公開審査委員会において審査されたことにより、不規正性の目的は達しないと考えられる。	○行政不規正性法(以下、「法」といいます。))は、国民の権利利益の救済を図るため、都道府県や市町村の情報公開審査委員会において、インカメラ審議等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審査手続が保障されることとされており、迅速な救済を図るためにも特約の委員は必要である。○情報公開条例において、行政不規正性に関する審査手続と同等の審査手続を併用した場合、審査請求人の救済の期日となるべく、むしろ審査の迅速化につながるものがある。○本庁では、審査請求の件数を増加しており、広島市同様、審査請求人にとっては、迅速な救済が可能になると、また、実質機関においては、行政不規正性に基づき口頭意見陳述(毎半委員の選任)が可能となることへの配慮が必要とされている。○情報公開審査委員会において審査されたことにより、不規正性の目的は達しないと考えられる。	
				実質、平成19年度及び平成20年度に、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した審査請求のうち、11件の審査請求について審査庁が口頭意見陳述を実施した。 については、地方公共団体の情報公開審査委員会が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審査手続を継続することなく、審査会に諮問できらう、審査手続の簡素化を求める。	審査庁による審査手続を継続することなく(広島市情報公開・個人情報保護委員会に諮問することができ、審査請求人の迅速な救済が図られる。)	審査請求による審査手続を継続することなく(広島市情報公開・個人情報保護委員会に諮問することができ、審査請求人の迅速な救済が図られる。)	行政不規正性法第31条等	総務省	広島市	一	旭川市、ひたちなか市、樺太市、川崎市、山形市、浜松市、伊丹市、神戸市、堺市、徳島市	○緊急迅速な国民の権利利益の救済という法定目的の実現を図るためにも、都道府県や市町村の情報公開審査委員会においても、インカメラ審議等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審査手続が保障されることとされており、迅速な救済を図るためにも特約の委員は必要である。○情報公開条例において、行政不規正性に関する審査手続と同等の審査手続を併用した場合、審査請求人の救済の期日となるべく、むしろ審査の迅速化につながるものがある。○本庁では、審査請求の件数を増加しており、広島市同様、審査請求人にとっては、迅速な救済が可能になると、また、実質機関においては、行政不規正性に基づき口頭意見陳述(毎半委員の選任)が可能となることへの配慮が必要とされている。○情報公開審査委員会において審査されたことにより、不規正性の目的は達しないと考えられる。	○行政不規正性法(以下、「法」といいます。))は、国民の権利利益の救済を図るため、都道府県や市町村の情報公開審査委員会において、インカメラ審議等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審査手続が保障されることとされており、迅速な救済を図るためにも特約の委員は必要である。○情報公開条例において、行政不規正性に関する審査手続と同等の審査手続を併用した場合、審査請求人の救済の期日となるべく、むしろ審査の迅速化につながるものがある。○本庁では、審査請求の件数を増加しており、広島市同様、審査請求人にとっては、迅速な救済が可能になると、また、実質機関においては、行政不規正性に基づき口頭意見陳述(毎半委員の選任)が可能となることへの配慮が必要とされている。○情報公開審査委員会において審査されたことにより、不規正性の目的は達しないと考えられる。	
10	B 地方に対する 規制緩和	その他	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税関関係職員が従事できる調査員の選考基準の要件緩和を求める。	総務省が実施する国勢調査では、調査に従事する調査員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から推薦された住民)の中から市町村が選考している。しかしながら、オートロックマンションやワルム・マンションを中心に、調査のための調査員を確保する難航が増加し、調査員の不足が深刻なことから、本市では市職員の調査員として従事させる。調査を実施しているところである。この調査員の確保に際して、国勢調査では「国勢調査の調査員が国勢調査や国勢調査の資料として利用されるのではないか」という懸念を招くことのないようたすため」という理由により、調査員の選考要件を「税務・警察に国勢調査の調査員として従事できること」としている。このため、本市の税関関係職員を調査員として従事させることができない状況にある。 ことについては、国勢調査の活用が調査目的などないこと(国勢のホームページ等で明確化されており、また、そもそも調査員には統計法上の守秘義務が充てられて行われてきたこと(統計法上の守秘義務)の観点から)を理由とする。今後の国勢調査の実施に当たっては、上記のように調査が困難な世帯が増加することや、登録調査員の高齢化が進むことを考慮すると、調査員の確保が図れない状況に陥るため、市職員の調査員として活用することを必要とするものとする。 については、税関関係職員も国勢調査の調査員として市町村が選考できるように要件の緩和を求める。	国勢調査の調査員に税関関係職員が従事させることができるようになること。 調査員を安定的に確保し、今後とも調査を充実に行うことが可能になる。	平成27年度国勢調査 市町村の事務の増進 平成27年度国勢調査 市町村事務関係(その1)	総務省	広島県	広島市、広島県	一	仙台市、山形市、福島県、磐前市、山形市、いわて市、田川町、水戸市、ひたちなか市、所沢市、市川市、富山市、野々市市、堺市、アールプス市、山形市、三島市、春日井市、小笠原市、堺市、伊丹市、堺市、大分県、高松市、松山県、高松市、富山県、新潟市、東通市、新潟市、北九州市、大牟田市、大牟田市、大牟田市、八代市、宮崎県	○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税関関係職員を除外すると、対象者がなくなり、従事者の選定に支障が生じている。 ○登録調査員の確保が難しくなっており、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の導入に際しては調査員が不足し、その確保が難しい状況にある。 ○市勢・国勢調査で実施しているが、国勢調査の調査員は、調査員としての勤務が難しくなっていること等、一般公務員で調査員を確保するのは非常に困難である。 ○本市においては、登録調査員の数が減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査において従事する市職員の減少が深刻であること、一般調査員は減少し、市職員の多忙化、職員削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。	○国勢調査の調査員として税関関係職員が従事できる調査員の選考基準の要件緩和を求める。 ○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税関関係職員を除外すると、対象者がなくなり、従事者の選定に支障が生じている。 ○登録調査員の確保が難しくなっており、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の導入に際しては調査員が不足し、その確保が難しい状況にある。 ○市勢・国勢調査で実施しているが、国勢調査の調査員は、調査員としての勤務が難しくなっていること等、一般公務員で調査員を確保するのは非常に困難である。 ○本市においては、登録調査員の数が減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査において従事する市職員の減少が深刻であること、一般調査員は減少し、市職員の多忙化、職員削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。 ○本市では、国勢調査実施期に、元税関関係職員を調査員として従事しているが、税関調査に必要となるような事情がなくなると、税関関係職員を除外することにより、調査員の確保が困難になる。

管理番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査
	見解	補足資料	見解	補足資料			
9	<p>国の情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求については、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に規定する審査手続が適用除外されている。これは、「新・情報公開法の運用指針(宇野吉忠著)」によれば、「一般的には、審査請求人の開示請求の趣意を十分に踏まえ、当該行政機関の事務的便宜を考慮し、判断すれば足りるため、審判員が審査請求人から意見を聴取し取り決める必要はない」と、審査請求人からの開示請求の趣意を十分に踏まえて、その趣意に照らし、情報公開・個人情報保護審査会が審判を行うことが、迅速な審査が可能となることに照らしたものであるとされている。</p> <p>二、また情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求の性質は国も地方公共団体も変わらないが、現行の規定は開示決定等についてのみ適用除外を認め、地方公共団体における迅速な審査を確保しており、合理的ではない。</p> <p>このように制度上の公平性を改善するためには、現行の法の規定を改正するしかないと考えている。</p> <p>ついでに、国と同等の審査の簡便化・迅速化が図れるよう、審査庁による審査手続を適用除外とするための法整備について検討したいと考えている。</p> <p>なお、「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないが、それでも否定できず」という点については、法整備を行うことで解消できるものであり、異議は持たないと考えている。</p>		<p>【神戸市】</p> <p>行政不服審査法は行政処分一般における不服申立ての一般法であるが、情報公開・個人情報保護審査会等(以下「審査会」という。)による審査手続は、長年の実績もあり、条例において手続を定めたいという趣意を踏まえ、審査請求人の手続的権利の確保を怠らないものである。また、国において法が適用除外となっていることとの均衡からも、審査会が実質的審査を行うにもかかわらず、それに準ずる手続、国と地方自治体とで手続が全く異なることには、審査請求人の立場を十分に考慮し、望ましいものではない。</p> <p>条例に基づき区分けについて、審査手続を適用除外を設けてもその目的、多々の手続は、審査員が審査庁に持ち寄り審判することとされており、大半の案件の解決は行われていない。従来、審査請求受理後、非明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速な審査が行われてきた。法改正により、非明書の提出が義務づけられることにより、むしろ、審査庁における非明書・反論書のやり取りが、時間がかかり過ぎている。</p> <p>この点から、実質的審査を行う審査会の審判と口頭意見陳述を行われ、審査庁は口頭意見陳述を求められるケースはなかったが、法の改正により審査庁が行う口頭意見陳述の場で処分庁に対する質問権が認められたことにより、質問権を行使するためには、審査庁に対し口頭意見陳述の申し立てをするケースもあり、審査庁が行う事務に追加し、その負担は増加している。</p> <p>○条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないが、それでも否定できず」という点については、法整備を行うことで解消できるものであり、異議は持たないと考えている。</p> <p>【条例改正案(清原知)】</p> <p>第1章第11条第3項第2号の趣意がある場合において、当該地方公共団体の条例に地方自治法第138条の4第3項に規定する機関が第3節に規定する審査手続と同等の手続を行うことと定められている場合は、第3節の規定にかかわらず、第3節に規定する審査手続に代えて、当該条例で定める手続により行うことができる。</p> <p>【備考】</p> <p>法整備は、法第11条第3項第2号により、条例に基づき区分けについて、条例で審査員を指名しない規定を設けた場合、審査庁では実質的な審査は行われないこととなる。このような状況で口頭意見陳述を行っても、効果的なものとしての効果は期待できない。</p> <p>条例により情報公開・個人情報保護審査会等において口頭意見陳述の手続を保障している場合については、審査庁における口頭意見陳述を含む手続について、適用上の規定を設ける法改正を行うことが望ましい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>○行政不服審査法(平成6年法律第60号、以下「法」という。)は、国民の権利利益の確保を図ることを目的とする法律であり、国・地方を問わず、国民に一定の水準の手続的権利を保障する観点から、第1条第2項において、「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たする行為(以下「処分」という。)に関する不服救済については、他の法律に特別の規定がある場合を除く。この法律の定めるところによる」としている。</p> <p>○国の情報公開・個人情報保護審査会等に関する開示決定等に係る審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会は、両議院の同意を得て内閣府長官が任命する委員から構成され、独立の事務が図られているなど、処分庁及び審査庁から独立した地位が確保されており、実質的の運用においても、中立的な第三者機関として、審査請求の実質的な審査を行う役割を担ってきた実績も踏まえ、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく特例として、法第2章第3節の規定を適用除外としたもの。</p> <p>○情報公開条例及び個人情報保護条例における審査手続等の規定については、地方公共団体による審査がある状況にあると見做しているところ、御提案のように特例を設けることによる旨、特例を設けることとする旨の審判(審判)については、地方公共団体に於ける情報公開条例及び個人情報保護条例の規定を情報公開・個人情報保護審査会の運用を旨、25年法改正後の各自府県に於ける運用に改定する旨の趣意がある。</p> <p>○法附第1条において「政府は、この法律の施行後五年を経過(平成33年4月)した時点で、この法律の施行の状況について検討を加え、必要に応じて国会に諮問し、その結果に基づいて所定の措置を講ずるものとする」と規定されており、向後に基づき検討に際して、平成33年度に審査請求の処理態勢等について調査を行うなど、今後調査を進めることとして、今後の御提案の状況についても、これらに照らし検討した上で、御提案、支援を求めるとして、御提案の意見も踏まえながら、検討してまいります。</p> <p>○なお、従来、審査請求受理後、非明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速な審査が行われてきた。法改正により、非明書の提出が義務づけられることにより、むしろ、審査庁における非明書・反論書のやり取りが、時間がかかり過ぎている」という点の御提案については、現行制において、処分段階の説明に要し対応する必要がある場合においては非明書の記載を「処分」記載の範囲内から対応の方向性を検討し、2020年御提案の実施までに結論を得たい。</p>	
10	<p>調査員の選考に当たっては、統計上、調査業務等の利用制限が規定されていることを前提とするならば、現行の市町村調査委員会に規定されている他の総務委員の準則に直接関係する規定を設ける必要はないと見做していること、本調査の実現に向け、2020年に実施予定の次回調査に間に合うよう、具体的なスケジュールの下で検討いただきたい。</p>		<p>【三島市】</p> <p>市町村調査委員の調査業務において、税務所管部の中核的総務職員に直接関係する業務を担当しない等の条件については選考することにより支えたい、との取組が定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行ったり、税の徴収確保に直接関係する職員が不足(確保)不足も兼ねており、(税務職員に直接関係する業務を担当しない)税務所管職員「など」が存在していることが一般的である。</p> <p>このように自治体の職員や資源の確保を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取組が検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている状況に反映し、直ちに検討を開始し、次期(1922)調査開始の調査員任命時までに結論を得ていただきたい。</p> <p>【春日井市】</p> <p>統計調査業務として住民から税情報等を使って調査を依頼してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報活用については協議を受け、調査に支障が出たことがない。</p> <p>税務職員についての条件緩和が行われれば、即ち、候補者が増えることの意味で実質的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。</p> <p>平成32年調査開始の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、法改正の趣意について具体的に議論していただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年調査開始に反映できるように検討時期を併用したい。</p> <p>【備考】</p> <p>具体的な支援事例の中で紹介しているとおり、調査への協力を拒むものではないため、ぜひとも対応していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>統計調査を実施する上で調査員の確保は重要な課題となっており、提案の内容を実現するとともに、解決の一助となるものがあることを認識している。</p> <p>このため、地方公共団体(県)に職員を預けながら対応の方向性を検討し、2020年調査の実施までに結論を得たい。</p>	



管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
11	<p>役員管理者及び同職階代理者の選任要件を、「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるような要件緩和を求めるとする本市の提案は、市の選挙(市長選・市議員選)においては、市外に居住する市議員を選任できないことから、役員管理者等の選任に大きく関係しているという実情を踏まえて適切にしている。</p> <p>ついで、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所定の法整備を早急にお願しい。</p>	-	<p>【八王子市】</p> <p>役員管理者等の職階である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する本市町村の選挙管理委員会の職務及び責任において確保すべきものである。</p> <p>平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本選挙例同様、またここの地方選挙における実態の改善を求めらるものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に提案に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対応を検討したいと考えており、法制的な観点から具体的な要件緩和の在り方を検討していきたい。</p>
12	<p>選挙当日の投票立会人の選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるような要件緩和を求めるとする本市の提案は、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や投票率の低下などにより投票立会人を選任することが困難な実態があるという点を踏まえ、提案したものである。</p> <p>ついで、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所定の法整備を早急にお願しい。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対応を検討したいと考えており、法制的な観点から具体的な要件緩和の在り方を検討していきたい。</p>
13	<p>現行の地方自治法231条の2第6項の規定により、電子マネーを利用した公金の収納が可能である旨の取組をいたしている。その取組を各自治体に対してお願いしていただきたい。</p> <p>なお、クレジットカードによる市税等の納付においては、指定代理納付者に納入義務者の借入を納付させることの出発点であるが、一部においてインターネットを利用したクレジットカード用の支払サイトにおいて行われている。一方、電子マネーを利用した市税等の納付については、本市ではコンビニエンスストアなどの納付を想定しているところであるが、当該納付の際に、納入義務者が指定代理納付者に当該納入義務者の借入を納付させたことにより地方公共団体へ申し出るのか、また、地方公共団体がどのようにこれを承認するのか等について、具体的な方法を検討していただきたい。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>また、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の整理に関する報告書(平成27年12月)」において検討することとされた。電子マネー事業者が必要な要件や事象等がある場合に調査を行う機種の付与などについて、これらの検討結果を調査事項として金額へ提示していただきたい。</p> <p>○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるもので、明確化することで現在活用している自治体に支援が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。</p>	<p>自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成30年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取組が可能な旨を通知等により周知する。</p>







管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
24	<p>当市では、投票所入場券を交付するに当たっては、印刷や封入作業等を要することから、郵送する数日前から業務に着手している。公示(公示)日より数日前には、いったん郵送できる想定しておき、数日前より印刷された券の分を引替えて郵送する方法を採用している。公示(公示)日間に郵送できない、公示(公示)を、最終的な交付まで待つが最終期日の届出により郵送がなくなった者の投票所入場券を引換げないことが、各府県の関係にあるが当該選挙人名簿に登録された票に付する交付部が引換がれずとも交付されることとなる。この場合、投票所入場券に、あくまで登録予定者に交付している旨の記載をすれば差し支えない。また、既に投票所に届いたとしても、名簿を照合すれば投票できないことが確認できるため、投票の心配はないと思われる。</p> <p>地方、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付欄については、修正登録や、他府県で登録した選挙人であるが住所が異なる選挙人の選挙人名簿に登録される場合等に認められるので、事実が生じた場合ごとに対象者に投票所入場券を交付すれば解決できると考えられる。現在行っている事務の中で、二重登録の割合を抑制する。この問題は本人で登録されることとなるものであり、別件的なものであり、別件対応のものではない。適宜対応しているが現状である。いずれにおいても、このような事務の対象となるのはごく僅かであり、対象者をリストにして管理する等の措置で対応できると思われる。本提案の対応をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、前日投票制度の周知への周知等を促すこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>投票所入場券の交付時期を繰り上げることが選挙事務法を改正することについては、制度上、選挙期日はあくまで公示又は公示により定まることを前提として規定していること等に留意し、慎重に検討する必要があるものと考えられる。</p> <p>一方で、投票所入場券の交付については、郵便などの誤差を行うことにより、公示又は公示日当日を含め遅やかに交付している市町村も見られるところであり、これらの市町村における取組をさらに調査した上で、他市町村において参考に内容については適宜周知して参りたい。</p>
31	<p>ガイドラインに示された手続では、例えばシニアパスに居住する者が職務の特定労働者の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基本ネットの同一住所検索により同一住所者抽出、②世帯の同一住所者の個人情報を取得して情報提供NWへの住民関係情報提供、③世帯検索の履歴データを削除し、同一世帯を完了とする。</p> <p>そのため、情報提供等記録を削除できない上、マイナンバーでのやりとり履歴の確認や情報提供履歴の履歴情報により、申請者本人だけでなく、同じシニアパスに居住する世帯も、自身が申請していない職務の特定労働者の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。</p> <p>その情報から、同じシニアパス内の誰が職務の特定労働者の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機能的な推測を行うことは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>府、ガイドラインに示された手続が、マイナンバー制度に係る現行法令の趣旨を踏まえれば問題ないとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題が生じ得る。有識者からも同様の指摘があったところである。</p> <p>また、他府県から示された支障事例にあるとおり、ガイドラインに示された手続は上記1から①の上記、②の情報を取得する過程には重要な性質を有するものであり、業務の効率化、を阻害するものもある。</p> <p>そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本来の目的である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	<p>【鳥取県】 同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのとおり対応したい。</p> <p>なお、従来の紙による住民関係の記載情報を得るために、住基本ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の取付が必要となることは、事務処理向上と効率化に資するものであり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に確認し、住民関係情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>		<p>【全国知事会】 マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ丁寧に説明するよう、住民関係の取付を確保し、制度を維持、確立すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人情報保護法上の留意事項】 ○ 内閣府(審判部担当)において、マイナンバー入り住民関係通知カードに代替するものとして使用されている住民関係の運用実態を把握していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民関係の運用実態を把握しつつ、マイナンバー入り住民関係が通知カードに代替するものでない限り、極めて限定された範囲に留められたい。 ○ 内閣府(審判部担当)において、実態をマイナンバーを管理することについて、住民関係通知カードにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に抵触しているのかを整理していただきたい。 ○ 内閣府(審判部担当)及び金庫法において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを整理していただきたい。 【マイナンバー制度における住民関係情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(審判部担当)において、同一住所者一義の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムとの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバーシステム上の情報連携の取付を、実態を踏まえ適切に実施すべきではない。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を取得する際、同一住所地の世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を取得することができるよう措置すべきではない。 ○ 内閣府(審判部担当)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバーシステム上の情報連携の取付によって表示されないことについて、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではない。</p>		
36	<p>行政区長の任用については、事務委託による対応も可能であることは承知しているが、行政事務(具体的な支障事例に記載)において行政区長は、特別職の地方公務員と考えられているため、地方公務員法(職制)に基づき特別職非常勤職員として任用している旨が示されたい。</p> <p>なお、そのほか、どのような運用も、自治体が事務委託の方式に変更することとなる。自治体及び自治会間の関係は、契約に基づきこととなるため、これまでの任用方式は、あくまで自治会となり、自治会が負担を感じるおそれがある。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されたため、契約に基づき関係も考慮する。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されたため、契約に基づき関係も考慮する。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されたため、契約に基づき関係も考慮する。</p> <p>そのため、行政区長の任用に、新制度への円滑な移行ができるよう事務委託の方式があることも含め、既に事務委託を実施している自治体を例に挙げたい。また、事務委託マニュアル、通知等によりご説明したい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>改正後の地方公務員法における行政区長の取扱いについては、平成30年8月22日付事務連絡において、改正法施行後は一取扱いとして任用すべきであるが、委託による対応が考えられることも示してお示したところ。今後、事務処理マニュアル等についても周知していくこととしている。</p>	



整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
56	地方自治法第113条に規定される繰越明許費により対応する場合、予算案として議案へ提出する事務などの負担の増加に加え、委託業務内容や契約の更新が従来と変わらない中で、新たに会計年度独立の負担を求めることへの理解がつかないという懸念がある。 また、本議案は、平成27年に行われた地方公共団体の財務制度に関する研究会から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に反映されている業務改善の内容を関係するよう求めるものである。報告書は、報告書に当たっては、報告書に反映されている業務改善の内容を、なお、別紙の表を添えて地方公共団体が多量にある中で、近・中期の回答が当該研究会の報告書に対する正式な検討結果であるのであれば、繰越明許費等を旨とする旨を広く周知した方がいい。		【名古屋】 「回答」として、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(平成27年12月地方公共団体の財務制度に関する研究会)の指摘の通り、より実態に即した制度に見直す必要がある。報告書の内容も参考である。 【広島県】 報告書が実施が年度内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査承認を年度内に完了できないという理由によって、繰越明許費(行)とは現実的ではないと考えられる。実態に即した検査日(検査額)に記載されるためにも、「履行があった日」の解釈を見直すべきである。	有	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所轄からの回答が「履行予定により対応可」となっているが、事業関係について提案団体の取組で十分補償を行うべきである。		第1次回答において述べているとおり、新年度において管理経費を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越明許費の活用が認められており、提案の事業についてこれにより対応可能なものがある。 問に対しては両市の運用がなされているように認識しており、国と地方において異なる取扱いとすることは、適と連携して実施される事業(補助・交付金事業等)の執行に支障が生じることから、慎重な検討が必要。
57	総務省において作成している全国統一の集約式に基づき算定している財政健全化比率の算定については、自治体職員の職制研究の基本的方向性に示されているように、ICTの利用によって職制改革が実現できる見込みがあることが前提として示されている。 既に存在する決算統計における集約システム及び交付税の算定システムから、重複している必要数値を自動抽出し、前比率の算定様式に出力できるようにするなど、既存システムの改修も併せて、積極的に対応したい。		【静岡県】 現在、議案のもと、地方公債法の適用による地方財政の「見える化」が進んでいるところであり、地方公共団体の財政制度の見直しについては、また「見える化」の一環と捉えている。 全国統一の集約式を進めることにより、これら算定指標による団体間比較の精度向上が可能となることから、国による統一システムの整備が期待される。 健全化比率等は、前年度の決算額に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を加えることにより、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大規模削減が期待できることとなる。 貴府の回答では、各団体においてシステムを構築すべきことだが、一括して決算統計システムを改修する方が費用対効果は高くなることは明らか。 従って、各団体がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームの差異による補正計算も発生する恐れがあり、とても現実的・効果的な解決策とは考えない。 【静岡県】 地方の役割分担として、基礎データの報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることを受けては、自治体間の連携の重要性が問われないことは当然である。提案団体の進捗に沿って国において支援を検討すべきである。	有	【全国知事会】 地方の役割分担として、基礎データの報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることを受けては、自治体間の連携の重要性が問われないことは当然である。提案団体の進捗に沿って国において支援を検討すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。(省庁へヒアリングについて総務省から前向きな回答あり)	<p>○ 財政健全化比率の算定・報告業務については、全国の自治体が毎年膨大な時間と労力をかけ実施している業務であり、自治体職員の職制研究において示されているように、ICTの利用によって集約化・共有化を図ることが可能である。そのため、事務交付税や決算統計の集約で総務省のシステムにより報告した、財政健全化比率の算定に必要な数値を健全化比率の集約システムに自動転記できるシステムの実現について、関係府省へヒアリングで総務省から回答があったおり、積極的に検討していただきたい。</p> <p>また、財政健全化比率の報告は、そもそも地方に対し報告を義務づけている業務であるため、地方公共団体が負担のない形で実施することは、国の配慮がでない。</p> <p>○ これら自治体が独自に実施させてきた知恵があれば、それを適切に反映できるように検討していただきたい。また、効率的で低コストな費用も投入したものであるように、自治体と十分に意見交換していただきたい。</p>	8月6日の関係府省ヒアリング時にも申し上げたように、健全化比率の算定に必要となるデータについては、総務省のシステム改修により自動転記して提供される方向で地方公共団体と相談しながら検討を進めていきたい。 なお、健全化比率の算定は自治体であることから、地方公共団体の費用負担の取扱いについても相談していただきたい。
58	○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の経験に起因する被災者への対応を踏まえ、域外避難を行うために取入れられたものであり、本提案はこの取組を政策的に支援し、被災者の被災状況を踏まえて、多大な労力と時間が必要であることや身体的な能力が低下したため避難が困難な被災者に対する支援を必要とするという課題があることと見做す。 ○また、災害発生時における避難場所への避難を定めた広域避難の実態を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものとする。 ○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、東京都の協議に際し、市内での避難を優先するが、決壊した川に二回もついで避難場所を喪失した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、災害発生後についで対応となれば、現地に同じ避難場所が確保できない。 ○時間的コストの増大に関する懸念については、荒川下流タイムラインの例を参考に、域外避難を希望する自治体が、被災自治体と手続や避難先について事前コンセンサスする仕組みにより、時間的コストを増やすことに対応することが可能である。これは法規定の可否の問題ではなく運用の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に関する協議が促進されることとなる。 ○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のための、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。		【京都市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を単行で行ううえは、避難場所その確保と比べると法的整備が必要であると考ええる。	有	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所轄からの回答が「履行予定により対応可」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国知事会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○指定避難場所が災害の危険が切迫している場合に緊急的に避難する場所であり、災害発生後に被災者が発生し避難生活を送るための施設である指定避難所とは大きく性質が異なる。 ○広域的な避難を行う場合は、「洪水・高潮に広がる大規模・広域避難場所ワーキンググループ」の報告書(平成28年2月)で報告されているように、警予人以上の避難者が発生することから、事故を未然に防ぐための交通誘導等の実施や、広域の危険性が高まった際の域外避難から帰郷への対応が、大規模・広域避難を確保するのめがオアレーションが必要となる。これらのオペレーションを行わなければならない。多大な労力と時間を要する。膨大な避難者の避難先確保を推進自治体と協議で行うことは避けなければならない。広域避難における避難場所の確保は中長期的な課題である。 ○また、災害対策基本法第88条の規定より、自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(被災者のみが一時的に滞在する)について管理の確保等(避難先)から地方公共団体間で協議を行うものである。そもそも、同法第94条の7第1項では、避難所は、避難のための立退きを行った被災者、滞在者のための食料(衛生等)を確保するための必要な備品等であり、又は被災者以外の被災者を一時的に滞在させるための施設であると規定している。しかし、同法第94条の8第3項では、協議先市町長は、受け入れた被災住民に対し、広域一時滞在の避難所を提供すると規定している。したがって、受け入れた被災住民の避難先は広域一時滞在の避難所を提供しないものとする。 ○上記より、避難場所を災害対策基本法第88条の規定の中に追加することはできない。 ○本案、河川の氾濫のように災害の発生が見られる事態に適切に対応することはできない。広域避難を行う自治体と被災自治体において、広域的な避難に関する協定をその締結が前提となる。また、被災者以外の被災者を一時的に滞在させるための施設であると規定している。しかし、同法第94条の8第3項では、協議先市町長は、受け入れた被災住民に対し、広域一時滞在の避難所を提供すると規定している。したがって、受け入れた被災住民の避難先は広域一時滞在の避難所を提供しないものとする。 ○同法第94条の8第3項では、協議先市町長は、受け入れた被災住民に対し、広域一時滞在の避難所を提供すると規定している。したがって、受け入れた被災住民の避難先は広域一時滞在の避難所を提供しないものとする。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
78	<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得している、車中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を及ぼすことが懸念されるほか、免許取得が負担になることを理由として、団への加入が停滞し、団員の定数確保が困難になることが懸念される。</p> <p>○第1次回答において、現行制度での対応の可否について各府省から回答をいただいたが、運転免許取得に関する公営消防制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防団活動の支援に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、ということ、着行の枠を超えて検討していただき、周知願いたい。</p> <p>○消防団活動の支援については、引き続き取り組んでいただくことが重要であること、改めて認識いただき、できる限り早い時期で車中型以上の消防車両の運転が可能となるような制度システムを創設すること、消防団員の免許取得の負担軽減につながる、消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防団活動として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能講習を受けられることを明らかにしていただきたい。</p> <p>○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の導入について、再検討いただきたい。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○総務省において、車中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を図りて支援するため、運転免許制度の改善等を他府省と調整すべきではないが、さらに、普通免許取得費用の軽減や併せて普通免許で運転可能な消防車両の導入に、現地の支援を確保するための施策を検討すべきではないか。</p> <p>○警察庁において、消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が車中型免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の見直しについて検討していただきたい。 また、自衛隊自動車訓練所での技能講習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能講習を修了した消防団員の普通免許の取得を可能とすべきではないか。</p> <p>○警察庁において、年齢や運転経年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく、そのほかの場合自衛隊法第100条の2第1項の「他」教育訓練の施設がないと認めると「該当する」との解釈、自衛隊自動車訓練所が消防団員の教育訓練を受け入れすべきではないか。</p>	<p>【警察庁・総務省】 防衛省消防庁及び内閣府地方分権推進室が議定する、全市町村に対して実施している消防団員による車中型免許の取得による支援事例の調査結果も踏まえ、関係府庁において、消防団員による車中型免許の取得をより円滑にするための取組を検討する。 【防衛省】 「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に年齢や運転経年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなくあるが、御指摘のようではない。 その上で、防衛省・自衛隊における教育訓練の委託については、自衛隊法第100条の2において、政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の教育施設に実施をしない限りにおいて、当該委託を受け、及びこれを実施することができること定められており、自衛隊法第100条の2において、委託を行うことができる具体的な技術者については、機密性の確保及び整備費の低下等の試験費下「潜水艦の試験航空機」検査「他の操作」に「従事する者と規定されている。 委託されている消防団員に対する自衛隊の自動車教習所での教育訓練の委託については、まず、自衛隊法第100条の2各条の定めが技術者の範囲にまわっていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に民間の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを踏まえ、「他に教育訓練の施設がない」と認めるとともに、車を運転することはできないことから、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊として受け入れることはできないことについて御指摘を仰ぐたい。 なお、自衛隊においても、施設等の制約から、受講可能な人数に限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。</p>
80	<p>【調査項目について】 調査項目の範囲については、御質問いただいたとおり検討していただきたい。 また、調査項目の見直しについては支援事例に準じたように「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の実態や基準等について明らかにしていただくよう検討していただきたい。 【ヒアリングについて】 地方公共団体の負担を鑑みると、現在実施している調査結果に基づく債及び市町村の状況確認で対応は、対応で実施可能のものは電話や電子メールで取りたいと考える。 また、総務省から自治体へ情報提供できるという点も、調査・調査システムを使った電子媒体での実施が望ましいと考えている。 以上ことから、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施がよいのではないかと。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○調査項目の検討については、今年度調査までの状況を踏まえて整理することとし、「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の実態や基準等については、自治体および公営施設の考え方によって異なるため、該当すると思われる項目へ回答をいただきたいが、難しい場合は、公営施設の利用形態が異なる項目に回答した上で、判断に迷う場合は特記事項として記載できる御指摘を仰ぐ等、柔軟な回答形式に改めることとしたい。 ○ヒアリングについては、今年度からスクリーンを用いたテレビ会議方式を一部の希望自治体で実施したところであり、今後スクリーンを活用してヒアリングを実施していくこととする。また、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施ができることを含む年度別のヒアリング実施体制を見直し予定としている。</p>	











管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
162	<p>環境省の調査マニュアルでは、登記簿の所有者情報のほか、複数の情報源を活用する方法が示されている。しかしながら、不動産登記法では、建物の構造や床面積など、表示に関する登記事項の変更は義務付けられていない。建物の所有者名や住所など、権利に関する登記事項の変更は義務付けられている。変更登記が行われていないケースが数多く存在している。従って、登記簿の所有者情報と地図情報の突き合わせでもなお、請求送付先を特定できない事例が相次いでいる。</p> <p>一方、税担当部署では、民間調査者を利用して現地調査を行うとともに、住民登録情報等、建物所有者の最新の情報を収集し、照合・所有する者を特定し、その結果を反映して、固定資産課税台帳を構築している。PCB構築が完了している。PCB構築が完了している場合は、PCB構築が完了した建物に関する所有者情報は、税担当部署にのみ存在する。他の有効な代替手段は見当たらないと考える。</p> <p>また、個人情報の取扱い利用については、地方自治体や地方公共団体のみに限定し、知事や市長、地方自治体における資料請求権を認めないなら、関係法と照合し取扱いを行った上で対応することとされている。PCB構築の期間内期間については、設置することによる国民の生命・財産への影響は大きく、マニュアルに基づき地方自治体の取扱いに同意が継続しているとも考えられる。</p> <p>なお、関係内閣府を所管した際には、税務情報と照合する公益性は高いと考える。</p> <p>そのため、関係府庁は、地方自治体による取扱いに同意を促す立場から、PCB構築物の期間内期間の公益性の高さ、調査にあつた有効な代替手段が相当でないこと、地方公共団体の情報提供が望ましいこと、地方自治体での取扱いが望ましいことなどを総合的に勘案して、PCB特別措置法に新たな規定を設けることを積極的に検討していただきたい。</p> <p>その上で、法改正に多大な時間を要すること、実地が困難な場合には、関係府庁の協力を仰ぎ、関係行政機関への照会などにより対応を可能にするなど、固定資産課税台帳の内部利用を可能とする措置を早急に講じていただきたい。</p>		<p>【仙台市】</p> <p>平成29年10月17日のマニュアルに記載された「調査対象事業者リストの入手法」により取得できる情報については、提案都市(県庁)が主体となるように、調査対象外の関係者を特定できないという事実を重く受け止め、必要な情報を実際取得できているか実態を十分に把握し、調査を実施すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> <p>なお、所管省からの回答が「実行可能」となっているもの、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答は、現行制度により対応可能という趣旨だが、提案団体では明確に支障が生じているという事実を重く受け止め、必要な情報を実際取得できているか実態を十分に把握し、調査を実施すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> <p>なお、所管省からの回答が「実行可能」となっているもの、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>【総務省】</p> <p>○ 登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報は、市町村の税務部局から入手可能である旨、平成29年10月に、環境省から周知しており、総務省から市町村の税務部局にもその旨を通知しています。</p> <p>なお、税務部局が調査して知り得た情報について、目的外の利用を可能とするためには、個別法の規定が必要であり、PCB特別法に新たな規定を設けることが必要か否かは、まずは、環境省において、検討されるべきものです。</p> <p>【環境省】</p> <p>登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報は、市町村の税務部局から入手可能である旨、平成29年10月に環境省から周知しており、総務省から市町村の税務部局にもその旨を通知しています。</p> <p>PCB構築物・使用物品である受渡品の照り返し調査については、モデル事業を実施した結果も踏まえ、受渡品の照り返し調査をより効果的・効率的に行うための方法を通じてマニュアルを改訂し、平成29年8月28日付け通知(PCB構築物等の照り返し調査マニュアル(第5版)等)について(環境省発表100291号)により各都道府県市に周知しました。</p> <p>当該マニュアルにおいて、各種属性の特性をより明確におおしおし、例えば、家屋課税台帳の場合は、電話番号の記載が難しいため電話による調査ができない、固定資産税の非課税物件が数多くない、建物の情報が従来登記から訪問調査の際に自治体等への実地調査が必要であったデジタル化があります。各情報源はそれぞれにメリット・デメリットがあり、入手の容易性も自治体間に異なり、マニュアルにおける各種属性の特性を参考にしつつ、自治体毎の状況や踏まえ、取得する情報源を選択していただくことを考えています。</p>
178	<p>投票管理費について、各市町において投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有しているものを選定しようとしているが、選挙事務に用いる職員等の実務的知識や経験に対する選定が関係ない。</p> <p>投票管理費という職種の性質上、公平公正な選挙の実現のため、公事案により選定することが可能。短期間で育成も制度であったため、人材の有効活用ができるよう制度改正を提案する。</p> <p>また、こうした状態が続けば、投票管理費の選定が必須である投票区の統廃合(投票所の廃止)も検討される見込み。平成28年4月28日付け総務省164号総務省自治行政推進部長通知にもあるように、投票所の統廃合等から、候補者間の関係が断絶している。</p> <p>期日前投票制度において、投票管理費及びその職務代行者の選定要件が「選挙権を有する者」として規定されており、実際に期日前投票所の運営が行われているが、具体的な支障は生じておらず、自治体においてより関係の制度を導入可能と考える。</p> <p>このため、平成31年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和していただきたい。</p>		<p>【八王子市】</p> <p>投票管理費等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することとは、「当該選挙の選挙権を有する」という基準により選定されるものではなく、これを選定する各市町村の選挙管理委員会の職務及び責任において選定すべきものである。</p> <p>平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる公選制が実施されるが、本調査結果も踏まえ、またこの地方選挙における選挙事務の改善を求めたものである。このため、これまでの選定及び職務を踏まえ、選挙の統一地方選挙に実施に際し合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求めます。</p>		<p>総務省の「投票管理費の向上策等に関する研究案」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後対応を検討していただきたい。具体的な案から具体的な要件情報の取り方を検討していただきたい。</p>



管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
179	<p>投票立会人について、当該投票区の選挙人でない者を投票立会人に選任した場合における選挙の効力に関して昭和31年6月9日東京裁判において考えが示されているが、自治体などを適した組織等により選任を行っているもの、こうした者の高齢化や投票時間の拡大による立会人の職務の拡大により、投票立会人の選任が困難となっている実態が認められる。このため、投票区内にある自治会等から投票立会人の選出困難を理由として、投票区の廃止変更があるなど、投票区廃止の議論もあつてはいる。</p> <p>平成28年4月28日(行)総行管第164号総務省自治行政局選挙部長通知にもとより、投票の権利は民主主義の基盤であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であるため、投票所の開設は必要で、選挙人の投票の機会向上が目的であることである。現行制度における対応が困難であり、制度改正が必要の課題となっている。</p> <p>また、期日前投票制度における投票立会人については、「選挙権を有する者」として認められており、実際に期日前投票所の運営が行われているが、具体的な支援はなされておらず、当日投票において期前票の制度を確保し可能と見られる。</p> <p>このため、平成31年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和していただきたい。</p>		<p>【八王子市】</p> <p>選挙当日の投票立会人に関しては、自己の投票区域内の事情に明るく、もって投票が公平公正に行われていることを監視できる者が最適であり、各市町村の選挙管理委員会においても、一般的にはこれらの者を選任すると考えられる。したがって、公平公正な投票の実現は、各市町村の選挙管理委員会の確保及び責任に基づいて選任された投票立会人が担うのであって、「各投票区における選挙人を誰に(登録された)か」という選挙によって選定されるものではない。投票立会人の確保は、「各投票区における選挙人登録された者」でなければ務まらないとする明確な理由はなく、各投票区の事情に柔軟に対応する余地等を考慮しても、全投票区一律に投票立会人の選任義務を課することは必要でないと考えられる。</p> <p>よって、これまでの要項及び議論等を踏まえ、全国で多くの選挙が実施される平成31年執行予定の統一地方選挙に関わらず、速やかに措置を講じられることを強く要望する。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の趣旨及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究案」において、本件提案と同様の問題点の指摘があつたことから、今後の対応を検討したいと考え、今後の対応を検討したいとあり、法制的な観点から具体的な要件緩和の在り方を検討していきたい。</p>
183	<p>支那事例は、現在制度化された特例措置が臨時には限られたため、認可地縁団体とその構成員の所有権や登記名義を行ったものである。本提案案は、認可地縁団体とその構成員による所有権の不動産を当該地縁団体を主として一元化することを目的としており、特例措置の適用対象を所有権等の取得方法を検討したい。</p> <p>具体例としては、以下の対応について検討をお願いしたい。</p> <p>・登記特例制度がなかったために、認可地縁団体名義に一元化できなかったことを証明する資料(所有権移転の記録を証明する資料)を交付することにより、特例を適用すること。</p> <p>・認可地縁団体は、「認可地縁団体の構成員が集まって構成された法人であることから、地方自治法第202条の2第1項に規定する」当該認可地縁団体の構成員であった者に法人である認可地縁団体を主として取得すること。</p> <p>この解釈ができない場合は、理由を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、現行では、実態上、認可地縁団体が所有する不動産であるにもかかわらず、認可地縁団体の組織だけでは所有権移転や抵当権設定ができない。解決方法として、①所有者(又はその相続人)全員が所在を譲渡するか、②認可地縁団体の総会の議決を経て、認可地縁団体内の構成員(自治会会長)と実業家を交付し、一旦当該構成員に所有権移転を行い、10年以上所有の要件を持って平穏かつ公然と占有した上で登記特例を用いるか、いずれかによらなければならない。いずれの解決手続の効力も現行法上問題があるため、そうした認可地縁団体は、事実上不動産の権利関係の手続きを行うことができます。集会所の建設や駐車場としての整備等ができない状況となっている。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第202条の2第1項において認可地縁団体が所有する不動産であつて登記簿所有者又は所有権の登記名義人の名義人が当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるものとされている。</p> <p>当該規定について、特例の事例が解決する方向でどのような対応が可能か検討しているところ。引き続き、関係府県との調整を含め、検討を進めてまいります。</p>	



管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体の見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
191	個人情報保護委員会及び消費者の回答では、個人情報事業者は地方自治上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する買戻権を行使する権利が行使し得る場合」に該当しない。そのため、もう一つの要件である「地方税関係情報を利用する業務が主に主たるものであり、照会対象者本人の同意がある場合に地方自治上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて規定している」とのことである。また、「マイナンバー制度」の導入目的が行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、関連である法定事務と併せて業務を統一している自治体利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」「物産事務所(自治体利用事務)」については、関連不要としなければ、単純に廃止による業務の統廃合・行政サービスの個人照会するなどの効果の期待も期待される(以下「番号法」という。)(案)には「な」は「な」ではない。具体的には、児童手当で関係者の同意が不成立の事務手続を廃止したとしても、他業務については、本人同意が必要となるため、かつその事務内容が法定事務と類似のものに関する情報提供を行うことができる。このことを見ても、法定事務が関連不要である場合、法定事務と併せて業務手続を行っている自治体利用事務について、規則の改正によって、本人同意を必要とするとはできなから、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできない。		【大牟田市】 ○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことと地方公共団体に申し出る際の同意が法外の場合に、例えば(新規申請書に同意欄を設けたい)とある。「子ども医療の機会」及び「心と健康実態調査」や「度障害者支援」の場合は「申請者(受給者)及び同居家族」の同意が必要となるため、一度の実行で手続が完了しないこととされている。また、指導部は従来の個人等での同意を得る方法の、新規申請時には同意しなかった者の同意が年度更新時に必要となる場合も多々ある。 ○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である行政運営の効率化及び国民の手続の簡便化による負担の軽減を目指し、本人同意な地方税関係情報の照会が可能になる仕組みをぜひ行っていただきたい。		【全国市長会】 慎重に検討された。		○ 一回回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税関係情報の提供を行うことが許されている。 ① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する買戻権を行使する権利が行使し得る場合かつ、かつ他の公法上の情報提供事業者が当該法令に規定されている場合 ② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づきものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ○ この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供については、①又は②によって指定性が解除される場合も適用して可能とされている。このうち、①に該当する事項については、各府県の情報提供事業者が当該法令に定められている必要があり、法定事務であっても、これに該当しない場合には、②によって本人の同意を要するものである。 ○ この点、自治体利用事務は、法定事務の規則法外の場合の目的、法定事務の内容に準ずる事務であるもの、当該自治体利用事務が当該法令に規定されていることが認められていることから、②によって本人の同意を必要とする必要がある。その旨を行政方針における特定の個人に関する事務の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則第2条第4条第1項に規定していることである。 ○ なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことと、地方公共団体に指示している。	
192	平成28年12月21日府令第60号の「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」において、「申請者が、マイナンバーのアカウントを開設している場合は、マイナンバーの「お知らせ機能」により、以下の通知が可能となる(附随事項2)との記載があり、具体的な内容が規定されている。 内容の欄から判断すると、府令第60号の通知は、マイナンバーのお知らせ通知ができる事務手続を開設した上で必要な、あくまでも通知であり、記載されていない権利及び免除に基づく個人番号利用事務においてマイナンバーのお知らせ機能の活用が可能であるとの記載はない。また、その場合、個人番号利用事務の場合は、マイナンバーにおける「お知らせ機能」を利用することが可能であることについて、各地方公共団体に通知等を発することにより、明記していただきたい。 MyIDについても、市民にとっての利便性を考慮し、マイナンバー(番号を食む)、を利用しない新たな仕組みをマイナンバーの開設のみで対応できるようにしていただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管者からの回答が履行規定により対応可能となっているが、文書により十分な周知を行うこと。		【内閣府】 ○ 番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてマイナンバーにおける「お知らせ機能」が利用可能であることについて、適切な通知が重要とされている。 ○ なお、マイナンバーにおける「お知らせ機能」は、番号法上の「個人番号利用事務」を対象とした機能と見做すことについては、留意することが重要である。 ○ 地方で、個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについては、先に開示したとおり、MyIDと連携した仕組みを構築している。利用者が方を開設していただければ、MyIDで受領したお知らせがマイナンバー上の「お知らせ機能」と同様に連携することが可能となっていること、適切な形で周知を図ることとした。 一次回答と同じ。	
199	①「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。②「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。③「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。④「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑤「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑥「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑦「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑧「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑨「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑩「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑪「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑫「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑬「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑭「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑮「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑯「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑰「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑱「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑲「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。⑳「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉑「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉒「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉓「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉔「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉕「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉖「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉗「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉘「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉙「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉚「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉛「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉜「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉝「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉞「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㉟「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊱「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊲「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊳「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊴「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊵「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊶「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊷「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊸「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊹「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊺「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊻「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊼「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊽「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊾「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。㊿「個人番号法」の施行期に当たっては、関係する関係者に対し、適切な周知を行うこと。		【阿南市】 地方自治法施行令(以下 施行令)第167条の2第1項第1号別表第5の陸豊契約ができる金額の上限額は、昭和57年の改正以降、現在に至るまで36年もの間、この間の消費税率の増大や物価の上昇にもかかわらず、金額の引き上げがなされておらず、ここから、現行の陸豊契約で確保できる事業が減少し、人手不足等の事業量の増加が懸念されており、施行令第167条の2第1項第1号の陸豊契約の金額を引き上げる必要があることと判断し、陸豊契約でできる金額の引き上げは必要改正であると考へております。 ご回答ありがとうございます。①の陸豊契約の要件との均衡を図る必要があることは理解できずすので、地方自治法の効率的な行政運営に向けて、関係者への適切な周知をぜひお願いいたします。			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管者からの回答が履行規定により対応可能となっているが、文書により十分な周知を行うこと。 【全国知事会】 提案団体の趣向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。		第1次回答においておいておられるとおり、地方公共団体の財政は、種多物産、公正性、経済性の観点から、地方自治法第23条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札(競争)とされている。この観点については、この州外となる陸豊契約の拡大措置であることから、種多物産、公正性、経済性の観点から慎重に検討が必要がある。 なお、履行規定による陸豊契約が可能な契約の種類及び金額の範囲(以下「陸豊契約」という)は、国の少額陸豊契約の要件と地方公共団体の財政規律等を勘案して定められていることである。国の少額陸豊契約の要件との均衡を図る必要がある。 今後、国における少額陸豊契約の要件の見直しを進めたい。
200	電子マネーを利用した公金の収納については、履行規定において可能という御見解であるが、各地方公共団体での解釈や取扱いに誤りがないよう、地方自治法の解釈通知等によって、その旨を周知、明確にしていただけないか。また、明確化が期待される場合、具体的な通知の時期をお示しいただきたい。 また、電子マネーを利用した公金の収納を導入する際の留意事項等の通知や先立準備の共有の策も併せて御検討いただきたい。 ※お示しいただきたい具体的な留意事項については次のとおり。 ・電子マネーでの納付の対象とする公金の種類(例:使用料、地方税等) ・契約の取り扱いは 【例】納入対象・・・対応で直接受領し、少額のもの(裏面記入欄等) 納入対象が、現金、現金振込(お金の、裏面記入欄) ・収納時期の短縮(プリペイド方式かポストペイ方式かによって変わるのか?) ・電子マネー事業者の選定基準 ・電子マネーに対する取扱い ・徴収等事務委託先における電子マネー使用の可否 ・徴収等事務委託先において電子マネーが使用できる場合の業務フロー				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が履行規定により対応可能となっているが、文書により十分な周知を行うこと。 【全国知事会】 提案団体の趣向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。		○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代行納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということからは、検討している回答であった。明確化するにあたっては、地方公共団体の財政規律の取扱いに関する報告書(平成27年12月)において検討すべきとされた。電子マネー事業者に必要な要件や事業者等の関係に留意して行政運営の円滑化を図ることについて、これらの検討結果を留意事項として全県へ明示していただきたい。 ○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるため、明確化することで現在活用している自治体に影響が出ないよう、取扱いを明確した上で対応していただきたい。	



管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
203	<p>○公営住宅は住宅セーフティネットの根幹として、住宅困難解消に用い、低廉な家賃で提供される住宅である。この制度の要である家賃算定や減免・徴収等、収入超過者・高額所得者の決定等を適切に行うためには入居者の正当性を担保する必要がある。収入超過者・高額所得者の決定等については、適正な家賃算定の確保が担保されている。</p> <p>○そのうえで法の目的の達成のためには公営住宅を長期的に安定供給するためには自主財源を適正に確保する必要がある。そのためにはまず、公営住宅が法的に担保をどう持つ(市県家賃と負担能力に応じた負担率の適用、国や専業主体が補填している)との考えのもと、地方に於いて公平に負担責任を担う必要がある。この部分が偏りげに公営住宅の運営のために専ら赤字補填額を増加し、公営住宅の競争力が毎年度低下していく状況になり、専らに公営住宅が運営できなくなる懸念がある。</p> <p>○公営住宅の確保のために公営住宅の負担能力を適切に担保する必要があるが、現行制度では家賃増を抑制した退費者の負担能力を確保する所がなく、適度な家賃納付に対する裁判手続を踏んだ法制改革の実現には必要な補填を伴わず、対応に苦慮している。特に家賃が長期にわたる者については、専業主体の運営にも一切応じず、法的措置を打つても反応がないため、そこから先の裁判手続に踏み込まないという実情がある。</p> <p>○よって「強制家賃算定法の目的は長期化ではなく、使用者間の公平性の確保により自主財源が適正に確保されることで公営住宅制度が安定し、住宅セーフティネットの更なる充実が図られるための提案である旨を御理解いただきたい。</p>		<p>【静岡版】 公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高額所得者に対する措置、家賃滞納指導などの把握性に行ない業務を行うが、財源である家賃制度は民間並みに家賃をベースに設計が行われていない。必要な手当がなされていない。 このため業務の効率化の観点から、法第34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考える。また、その対応が困難な場合は、滞納補償制度を効果的に運用するため、公営住宅の滞納債権を強制執行できる権限(公債権)として扱えるなど対応を願いたい。</p> <p>【神戸市】 しかし、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」と明記している。 しかし、住居取得の阻却に原因があり、専業主体の運営を支えなくては、低廉な住戸の供給するという目的を達成するにあり、削げられてきた。 したがって、滞納補償業務の効率化は、法の趣旨とは異なる結果とは言いえない。 債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>		<p>○滞納補償業務を効率化しての居住者運営の安定性を確保したいという趣旨は理解するものの、公営住宅制度は低額所得者の居住の安定を確保するためのものであることから強制徴収の規定を削いでおらず、よって強制徴収のための財産調査権を付与することは困難である。 このため、公営住宅が専業主体の収入調査権は、低額所得者のセーフティネットである公営住宅制度の適正な運用において、家賃決定等に当たり必要不可欠な入居者の収入の的確な把握のために用いられるべき調査権と捉えられていないことより1次回答のおおりに。 ○なお、家賃滞納者に対しては、入居中に約款違反となることが発生し、その観点について、公営住宅管理の適正な執行について(平成20年5月20日付住居債第180号国土交通省住宅住宅政策部(家賃滞納長官))において示しているの事案にござい。</p>	
261	<p>広域連合の規約変更に係る大匠許可手続について、関西広域連合は以前から弾力化を求めてきたところである。</p> <p>許可制から届出制への移行化については、平成28年度以降、提案募集制度も活用して求めていくことを行い、これまで、平成28年度に団体行政機関の取組を支援する。総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さない判断することはできない。平成28年度には「届出制では総務大臣がその権限(受領性を判断することではない)を行使したことについては広域連合としても承知している。このため、今年度は、資者から承された許可制とする理由への意見もあわせて提案したところである。しかしながら、第1次回答では、当該意見部分への見解を承知することなく、「(前掲)広域連合の権限に関する事項は専業主体と専業主体から、総務大臣又は総務大臣の許可等にかからしめること」として一般的な内容にとどまっており、回答としては不十分である。広域連合としては、これまでの議論を踏まえて再検討をお願いしたい。</p> <p>また、事務の持ち寄りについては、新たな課題への対応等のために必要なあり方も速やかな実現が望まれるものである。検討要の許可に当たっては、過去に1ヶ月半を要したこともある。再検討に当たっては、協議への資りや対応を可及すること、および地方分権に関するものであるという点をご考慮いただきたい。</p>						<p>広域連合の阻害する事務や広域計画の項目に係る規約の変更に向けた事務の再検討は、最も重要かつ加える広域連合は限られた権限の範囲内で行い得るものであることに加え、広域連合に複数の報告義務が加えられ、届出制度の広域にわたる事務を担わせる場合には、当該広域連合の担当事務の範囲の明確化、事務等に関する協議を促進する必要性の高くなることを踏まえた必要最小限の範囲であり、変更する事務や広域計画の項目が、法令等により国の行政機関が権限をもつ事務から自治体事務が権限をもつものに限り、実施する必要があるものである。この点も平成28年度、平成29年度にも留意した上でである。</p> <p>また、第1次回答において述べているとおり、広域連合の規約で定められる事務や広域計画の項目の変更は、地方公共団体である広域連合の権限に関する事項に属する変更であり、地方公共団体としての基本的構成要素に関するものであることから、総務大臣等の許可等にかからしめることとしている。</p> <p>なお、広域連合からの規約変更に係る申請手続に対しては、標準期間の範囲内で可能な限り遅延が対応したいと考えている。</p>
264	<p>調査員の確保は、本市だけでなく多くの自治体の抱える課題であり、解決の1つの方法として日本郵政(株)等の民間事業者への委託は、有用な手段と考えている。本提案は、身近な存在である郵便局が調査員となることを想定しており、国庫に於いては制約への権限向上に期待がもたれるため、今般導入の可否をご検討いただきたいことと総務部ととも、今後、速やかに日本郵政(株)等民間事業者との具体的な検討・協議が進められることを期待する。なお、平成28年度第1次回答も述べていることもあり、導入の可否を客観的に検討するためのスタジューをお示し願いたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>検討調査を実施する上で、調査員の確保は重要な課題であると認識している。 他方で、調査業務を外部に委託する場合は、調査対象である国民が安心して調査できること、検討調査への負担を低下させないこと、調査業務の精度を確保することに留意する必要がある。このため、本提案については、上述の留意事項を考慮しながら検討を進め、2020年に実施する国勢調査での導入の可否について2018年度末までに結論を得たい。</p>



管理番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
266	<p>(1)現状では、年度末・年度当初の市町村窓口の繁忙期に出給補助金の交付申請等に係る事務処理が集中している。このため、交付決定時期等の見直しの検討にあたっては、市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に留意して頂きたい。(例:1月～3月までの上半期業務を避け、4～6月以降は交付決定)</p> <p>(2)国策のとおり、総務省から都道府県への提出時期時に文書番号を明示する等の措置を願いたい。</p> <p>(3)各調査時期の検討にあたっては、一連の調査期間について市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に留意して頂きたい。(例:所長級等員の始末を1月～2月までとする)</p>		<p>【所沢市】 補助金の交付決定等や各調査の時期について、「見直しを検討する」とあるが具体的な時期等を早期に明確にしたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>(1)②について 個人番号カード交付事務補助金及び個人番号カード交付事務補助金の交付決定については、適正な補助金額を算定することを前提として、市区町村の負担を軽減するために、2月を目処に交付決定を行う。(併年交付可能な交付決定) (3)について 個人番号カード交付事務補助金については、第4回(第1年度)に行方所属各級等選定により補助金額の算定を行った上で算定の交付決定を行い、年度末に再度(所長級等選定)を行うことで最終的な補助金額を算定するものであるため、各調査を1回にまとめることは困難である。調査時期の見直しについては、3月までの所長級等選定のため、自身の調査と併年交付事務への提出を早延しなくてはならない。調査時期の繰り上げと併年選定を行う事は困難であるが、この期間内において他府県(個人番号カード交付)が行われている。また、調査時期のコントロールを事前に周知するなど、各市区町村が作業を効率的に行えるよう、総務省としても配慮して頂きたい。</p>
250	<p>○郵便局(郵便局員)に一部の交付事務を行わせる場合、個人番号カードの本人確認については、代理人が参加した身元確認の制度を市町村が行い、カードの申請と本人確認の同一性の確認のため、郵便局員が身元確認(顔写真)の照会結果を市区町村が確認することで、これまでに同様(市町村)が発行責任を負うものとなることを認める。 ○郵政(郵便局)など、やむを得ない理由で発行できない個人番号カードを交付する条件も満たせない住民が発生する場合は制度開始から想定されにいかかわらず、対応方法が検討されていない。カード申請を推進するのではなく、住民への個別対応(職員スタッフ)による個別対応だけでなく、住民が利用する方法を創出すべきであるため、再検討を求める。 ○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(交付事務)に付随する特定の個人を識別するための番号(利用等に際する法律)と並び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の改正が必要となると思料していることから、併せてその改正についても検討を求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○総務省において、 ・マイナンバーカード交付時における身元確認システムで行う本人確認は、厳格な判断を必要としない事案に出たことから、郵便局に委託することを可能にするべきではない。 ・放置型(郵便局)の運用に関する事案における、郵便局長が責任を負って返却金を徴収する仕組みを参考に、市町村が委託を受けた郵便局長が行った確認システムでの返却のデータが市町村のデータベースに連携され、市町村がマイナンバーカードを交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マイナンバーカードの交付が可能となることとなるが、郵便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではない。 ・これらの仕組みにより技術的安全性が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認識を同時に行い、市町村が確認システム、あるいは市町村が導入した個人確認システムまで選択性を広げて考えることにより、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行えることを可能にするべきではない。 ○内閣府(番号制度担当)において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認識システムの活用、そして顔認識の技術的活用等により、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことが可能とするべきではない。</p>	<p>【①について】 代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請本人が実行することによって、総務員、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録簿が申請本人に一致することを認める必要があるが、申請本人がやむを得ない理由で実行できない場合に限り、代理人が当該申請本人の顔写真等の本人確認事項を代行することを求めるという原則的措置を認めている。 個人番号カードの顔写真等の身分証明と本人の顔写真を一致させる、当該申請本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その併年交付の旨を認めていない。 本人の発行による申請本人の顔写真の顔認識としないというには、個人番号カード記録簿の顔写真と顔認識との一致を認めることは困難である。また、本人確認時において併年選定個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、必ずしも顔写真付きの本人確認事項を用いて本人確認を行っているというところ、違背はない。 【②について】 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行業者である市町村が直接または本人であることと証明するためのものであるから、必要に応じ、複数職員による目視での確認や本人確認書類を手にとっての顔・声の録音・顔認識システムを利用したとしても、このうち本人確認を行うことはできる。郵便局(郵便局員)にこれを行わせることは困難である。 郵便局の放置型郵便局等については、遠隔型システム、放置型郵便局の顔・心電図センサーによる監視のほか、駐在監視員資格をとりつつある等への講習・資格確認の交付などの制度を算入した上で、放置型郵便局及び顔認識の交付を民間委託できるとしているものであるが、前述のとおり、本人の顔写真の顔認識と個人番号カードの顔写真、その発行のための顔写真の顔認識と本人確認は、放置型郵便局の顔・心電図センサーによる監視とは異なるものである。 なお、顔認識監視システムにおいて、「地方自治体や郵便局の具体的なニーズを踏まえ、①公権力の行使に相当しない業務のうち、郵便局で実行できるもの範囲を明確化する。②地方自治体職員が郵便局に委託せず、自らを運用する等して適切な管理を行うことが可能な場合に、どのような方法があるのかを検討する。等、その二次に当たる業務委託のあり方を検討し、地方自治体が必要とする業務を郵便局に委託することを可能とする業務の範囲を明確にしている」とも考えられる。その際、①-②の取組を行った上で、制度上の課題があれば、見直しの必要性を求め「検討することもある」とも考えられる。上述事項が検討されていることを踏まえ、今後、郵便局におけるサービス等の充実を検討していく中で、個人番号カードの交付について郵便局がどのようなことができるのかについても検討してきたい。</p>





総務省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
302	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で活動を支えなければならず、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある限られた活動であっても、報酬を得る活動を行うためには任命権者の許可を得る必要がある。従って高度な地方自治体への人事委員職に任命されているが、法律で副業禁止が課されている上に、任命権者の許可が必要とされているが、公益性のある活動でかつ専任の職務がある活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進したい傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備された。	許可制から届出制にすることで、副業を始めための要件が緩和されるとともに、手続も簡便化されることから、地方の貴重な人材である公務員の活躍の場を広げることが期待される。	地方公務員法第30条	総務省	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する課長室(鳥取県)、鳥取県、大井町、松浦市、吉岡市	山形県、葛田市、柳井市、東大津市、広瀬市、松山町、大村市、松浦市、吉岡市	<p>○兼業許可に付いた、公益性のある活動かどうか、特定の利益に關することなく中立的かつ公正に実施されるべきもの判断が重要である。</p> <p>また、兼業することにより、公務員の執行に支障が生じないよう、兼業の許可に關するガイドラインが重要である。</p> <p>この点から、兼業許可に關し、全国的に公平且つ適正に執行するために、兼業の許可に關するガイドラインが重要である。</p> <p>○地方公務員として、地域活動に参加することは、地域への貢献、職員本人の成長に繋がる観点から意義のあるものと考え、所定外許可を受けて公益性の高い有償の地域活動に参加している職員も多いが、届出制にすることで、心情的な負担軽減、専任の職務の確保が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。ただし、その他に兼業に關しては、公務員としての職務の性質上、認められないものもあるため、非許可制を講ずる必要がある。公益性があるかどうかの判断のため、特に、近3年以内の兼業による活動内容の届出が重要で、届出制にすることで、心情的な負担軽減、専任の職務の確保が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。ただし、その他に兼業に關しては、公務員としての職務の性質上、認められないものもあるため、非許可制を講ずる必要がある。公益性があるかどうかの判断のため、特に、近3年以内の兼業による活動内容の届出が重要で、届出制にすることで、心情的な負担軽減、専任の職務の確保が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。</p> <p>○1つは、現行制度においても任命権者による兼業企業従事者許可については、事前に許可基準を明確化・制度化している自治体も存在している。各自治体が主体的に「許可基準を策定」することで職員の社会貢献活動への参加を促進することは可能である。</p>		
303	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙運動の期間前に公示された政治活動のあり方の見直し	選挙の候補予定者を2人の併立の1人として写真入りで紹介した政党等主催による政党演説の告知ポスター(以下「告知ポスター」)については、公職選挙法の201条の規定に基づき、告知ポスターにその氏名及びその氏が候補される選挙区を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、その日(告知ポスター)の掲示を禁止する。一方、2選挙区と関し「告知ポスター」については、直接的に規制する規定が公職選挙法にない。このため、平成20年より数々の本市市長選挙において、候補者となった者が掲載された告知ポスターが、選挙運動期間中にも引き続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたことが懸念されている。	公職選挙法改正により、2選挙区と関し、のほりについても、掲載された告知ポスターとなった場合には、その日(告知ポスター)のうちこれを除去しなければならぬ旨の規定を反映させることで、告知ポスターの掲示を禁止する。	公職選挙法第201条	総務省	宮崎県	山形県、小田原市、石川市、山形市、長瀬市、生駒市、石巻市、新井市、芦野町、鹿本町、八代市	<p>○今までに同様の案件は発生していないが、他県で「掲示ができた」という情報があるため、必ず確認し、本件は従来の「取りでは多様な電子手段が作成できなかったものが特約の掲示により掲載可能なことと判断し、また告知ポスターを掲示する旨の掲示は禁止されていないから大丈夫」という「法的に使用される恐れもあることから、慎重に扱う必要がある。</p> <p>○本県においても、過去、複数の市長選において、同様ののほりがあり、苦情が殺到した事例がある。</p> <p>○選挙運動中に違法に掲示された候補者氏名等を記載する政党、政治団体ののほりや、選挙運動中に引き続き掲示することは、選挙管理委員会において法149条に抵触するから認められ、法149条の罰則(選挙の汚染)など、選挙運動の公正な実施のために努力を要することは、選挙運動中の他の業務に多大な影響が出ている。</p> <p>○本県においては、選挙運動中ののほりには、法201条の1で規制された「ポスター」に類するもの掲載も考慮され、同時に規制されるべきとし、現場での混乱を防止したい。</p>		
305	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者買付を規制するための規制緩和	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の向上に取組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。その一方で、公立大学法人は、法改正により高度の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の向上に充てることにつながる。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大規模な土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニエンスストア等の設置を検討した。地方独立行政法人法第70条」に掲げる事業の範囲ではないため、その設置ができない状況にある。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の取り組みや特色を生かした取組を行うための必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自給性の高い運営による教育研究水準の向上に期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	坂田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大原市、福山県、下関市、山形県、小野田市、北九州市、宮崎県、津島市	<p>○直近の法改正(43041施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に関する劣後買付(劣後買付)が禁止され、財政の適切な管理が求められることとなり、買付を禁止すること、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考えられる。</p> <p>○本県について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。</p>		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
302	本提案はあくまでも職員の公正な執行及び公務の振興を確保する趣旨を担いながら、地方公務員が社会貢献活動へ積極的に参画する環境整備の周立を図ることとするものである。当該趣旨については、届出制であっても各地方自治体が人事委員会規則等に基準を定めた上で、任命権者が所定基準等に照してその可否を判断すること、届出制に準じた内容を掲載する規定を設けるなどによって、許可制と同様に中立性・公正性が担保できるのではないか。そのため、貴府県(1)「届出制とする場合、公務員の中立・公正性という根本原則が損なわれる危険性がある」は本提案に対する検討を行わない理由にはならない。 貴府県(2)では「公務員身分として検討する必要があること」を理由として届出制への変更を理由でなくされているが、検討の必要性があることは届出制の変更を要する理由にはならない。 貴府県(3)については、現行制度での対応可能性があること、当該施策の積極的な推進を図ることは同一のものでない。現行制度が公務外の差別企業従事者を例外的に位置付けている以上、その枠内で済んだ運用策としては前提が変わることはない。 なお、時代と共に求められる公務員像は変化を要する。非営利目的の団体も新たな公の担い手であるが、そうした団体の活動に公務員が関わるためには、「原則禁止」というイメージから活動に制限がなくなっている。従って、そうした活動に積極的に関わることを通じて、本提案で公務員に住民感覚等を込めることが重要である。 届出制への移行を前提として一律に対応不可とするのではなく、上記を踏まえた上で、柔軟な再検討をお願いしたい。				【全国市長会】 慎重に検討したい。 なお、所管者においては課業の要件にかかる基準の明確化を図ること。		公務員の中立・公平性の確保という観点から、地方公務員の福利企業への従事等について、許可制から届出制への変更をするなど適宜ではない。 一方で、勤務者としては条件に関する地方公共団体からのニーズを踏まえ、先進的な取組事例の紹介など、必要に応じて検討を行ってまいりたい。
303	法201条の14の趣旨からすれば、政党その他の政治活動を行う団体の「のり」についても、政治活動用ポストと同様に規制が及ぶべきものと考えられる。先の市長選挙では、市民から苦情の多い党本部が複数あり、選挙管理委員会として対応に苦慮した実態がある。 今後こうした事例が全国に広がっていくことも懸念されるため、選挙の公正確保、また、余りかからぬ選挙の実施の観点から、選挙委員会において十分な議論がいただけるよう、貴府県におかれては、特段のご配慮をいただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。		政党その他の政治活動を行う団体に対し、のりについても新たに政治活動用ポストと同様の規制をかけるべきとの提案であるが、のりをはじめとした支費面の規制に関しては、政治活動及び選挙運動の行方に関する問題であり、選挙委員会において十分に議論いただく必要がある。なお、選挙委員会において議論が行われる際には、総務省としても御指摘の点について地方公共団体からも御意見があることの情報提供に努めたい。
305	具体的な支援事例として、コンビニの設置を挙げているが、各府県からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と広い解釈が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の目的や制約により、その有効性が認められることで、程度の有効性用は一応の前向きであると考えられる。 しかし、国立大学法人体質では、経費削減のための土地の第三者貸付を企画公募する事例も実際に出てきており、公立大学法人においても、土地等の第三者貸付について潜在的な支援事例やニーズが存在していると考えられる。 今回の提案内容は公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない程度でも、土地等の第三者貸付が可能となるよう法改正を求めたいものであり、公立大学法人が所有する見地の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要経費の削減が図られ、教育研究水準の向上に寄与するものと考え、引き続き、法改正を提案する。	【秋田県】 検討状況を随時情報提供いたしたととも、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管者からの回答が現行規定により対応可能となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○ 第1次回答において、「具体的な支援事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係者庁と連携の上、改善案について検討する」以上のことが、できる限り現行制度における支援事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。 ○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。	提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月1日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査結果を踏まえ、関係者庁と連携の上、法改正を要する対応案について検討してまいりたい。 なお、提案団体から支援事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に附帯する業務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第7号)として現行法上も認められている旨を随時御説明してまいりたい。

総務省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
317	地方に対する 規制緩和	その他	給付支払報告書(地方税法施行規程 第十七号様式別表)を、配属者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	給付支払報告書(地方税法施行規程 第十七号様式別表)、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄を追加した。配属者特別控除、配属者特別控除、扶養親族の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化が図れている。 しかし、配属者特別控除対象者に関する様式に欄がなく、欄裏面に「(配付)氏名」と記入するのみとなり、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、住民基本台帳のマイナンバーを特許住民基本台帳システムにより閲覧する作業が発生した。(年間1000件程度) また、問世帯であれば住民基本台帳により配属者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配付対象者の住所等を再確認する必要が生じている。	マイナンバーによる配属者特定が容易に行えることにより、業務が効率化され、誤記の正確性が高まる。	地方税法施行規則 行政手続(における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	総務省	今治市	【提案趣旨に賛同】 旭川市、山形市、弘前市、宇和島市、新居高市、八幡浜市、大洲市、伊予市、八幡市、進田市、八王子市、島田市、春日高岡町、内子市、伊方町、松野町、鬼北町、桑野町、宇部市、宇治市、熊野市、岩手県、南阿仁市、田舎町、宇治市、内子市、西條市	○配属者特別控除対象者がマイナンバーを記載することにより、個人特定が可能になるためであるが、平成30年度から配属者特別控除対象者の見直しがあったため、事業所が正しい制度を把握し、記載できることが課題である。 ○今後の関係府省による配属者特別控除の付帯機能の追加のため、配属者特定の調査件数が増加することは明白であり、配属者特定の調査を円滑に進める対策が必要である。 ○本市においても扶養親族等において、マイナンバーによる個人特定は有効だと考えており、配属者特別控除対象者のマイナンバー記載についても事務効率化に資するものと考えられる。 ○本市においても、被扶養者の本人特定のみならず、被扶養者の特定にマイナンバーを活用することによる業務の効率化を図りたい。 特に対象者が市外に居住している場合、従来の、経ベースで行っていた所得照会業務を、前年から情報連携した情報提供システム(住民基本台帳システム)にて行うことにより効率化のためには、マイナンバーは必要不可欠であり、現時点で、配属者特別控除対象者について記載箇所がない給付支払報告書についてマイナンバーを記載できるよう様式変更を要望します。 ○配属者特別控除対象者が問世帯内の場合には特定が容易であるが、市外に居住している場合、氏名のみでの確認は特定が困難である。 マイナンバーの記載がある場合は対象者の特定が容易に行え、所得確認等が行えるために業務の正確性が高まると考える。 ○配属者特別控除対象者の特定において、問世帯であれば住民基本台帳の閲覧により配属者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できない。事業主あるいは本人に対し、再確認が必要が生じている。 また、平成30年度単身分より配属者特別控除の見直しが行われることにより配付対象者特定業務の増加が見込まれ、個人番号を記載する様式に修正することにより、対象者特定に要する時間の削減が図れると考える。 ○配属者特別控除対象者が世帯内にいなければ、個人特定できないため所得照会ができない。 ○配属者が、他の市区町村に居住している場合に、氏名だけでは対象者の住所を特定できない。また、所得照会を行うための所得照会に要する時間がある。 ○配属者特別控除対象者に関する様式に欄がなく、氏名のみでの記載のため、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合、氏名のみを手動で入力し調査するのは効率悪く、この点が改善されれば業務効率が図れると考える。 ○本市においても、マイナンバーを利用した被扶養者の特定を行っているが、配属者特別控除の適用については従来のようにマイナンバーの記載が難しく、特に市外居住者の確認に時間がかかっている。 マイナンバーが記載されることにより、住民基本台帳システムで住所情報も、情報提供ネットワークシステムで所得情報を把握することで業務の効率化、適正化が期待できる。 ○給付支払報告書に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄を追加した。市外で世帯外の配属者特別控除や被扶養者対象者がマイナンバーの欄により容易に特定することが可能となったが、配属者特別控除対象者はマイナンバー記入欄がないため、給付届表での住所特定が困難となり、給付届表に対して業務の請求通知を送付することにより、その程度幹務業務者からの問い合わせにも対応しなければならず、説明等に時間を要してしまう。 人的控除の届出を特設することができる。 ○配属者特別控除申請に、配属者特別控除の申請書を行う際、世帯内に配属者がいなければ配属者の居所を調査することとなる。その際、本人のマイナンバーがわからなければ、戸籍簿等を用いて住所を調べ、その際、名前、生年月日、住所からその人のマイナンバーを照らし出す。このマイナンバーを特定するまでの作業にかかりの時間と労力がかる。本市としてもマイナンバーを利用して、業務の効率化を図りたい。配属者特別控除の対象者に対しては給付支払報告書にマイナンバーの記載を希望する。 ○本市においても、配属者特別控除対象者の調査作業に資しているため、配属者特別控除対象者のマイナンバーが記載される様式に修正されると、業務の効率化と誤記の正確性が高まる。	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年度給付支払報告書(第44号)により、給付支払報告書の記入様式に、特別控除対象配属者の個人番号記入欄を追加したところである。		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
317	<p>業務事項がすでに実施されており、来年度の課税事務ではマイナンバーの利用により配属者の特定が容易になり、業務の効率化を図ることができます。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】 所管者より、十分な周知を行うこと。</p>	<p>平成30年度税制改正における地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正内容については、総務省のホームページ (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosoku/jichi_zeisei/czaisei/seido/ichiran04.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosoku/jichi_zeisei/czaisei/seido/ichiran04.html</a>)で公開している。</p>	